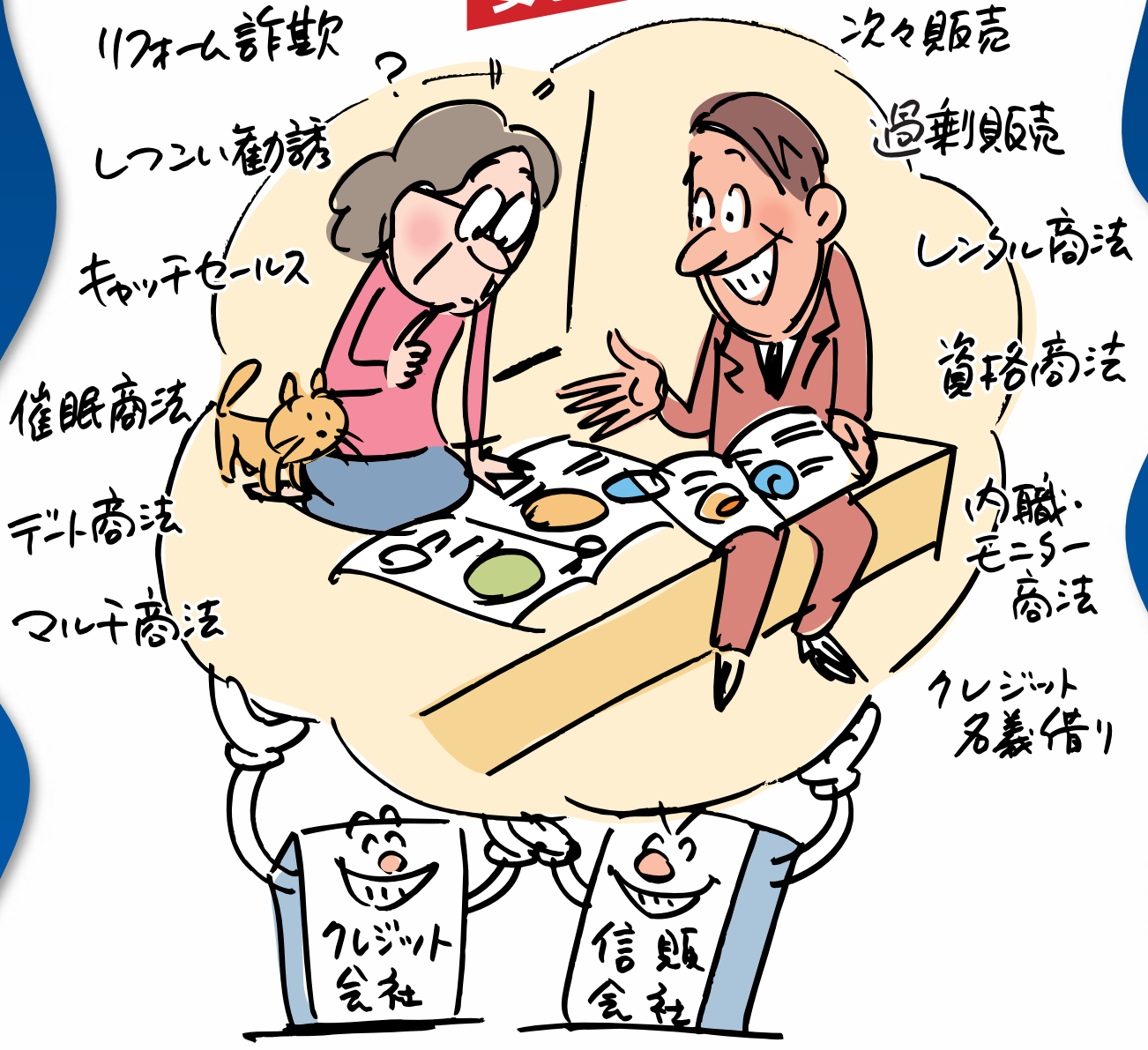


かきくけこで

悪質商法を支えるクレジットは シャットアウト!

今こそ割賦販売法を大きく改め
安心して使えるクレジット制度を





過剰なクレジット契約の禁止を!

- 顧客の支払能力を超えるクレジット契約は締結させない
- 過剰な契約をしたクレジット会社には顧客へ請求させない

近年問題となっている次々販売被害は、販売業者が顧客の支払能力を考慮せずにクレジットによる販売を行い、さらに、クレジット会社も顧客の支払能力をきちんとチェックせずにその契約を認めることで発生しています。

2006年12月に成立した貸金業法では、総借入残高の合計額が年収等の3分の1を超えることとなる貸付けは原則禁止とされました。この基準は、貸金だけではなく、クレジットも含めた総債務残高に適用すべきです。

日弁連は、過剰なクレジットによる被害が特に多い、①契約書型(個品式)のクレジットで、かつ、②特定商取引法が適用される取引(訪問販売など)によるものについて、「顧客の総債務残高が手取り年収の3分の1を超えることとなるクレジットを原則禁止」にすることを提案します。

- ※この基準に該当する場合でも、次のような契約は禁止されないものとします。
- (1) 購入の必要性や合理性があって、支払可能なクレジットを利用するとき
 - (2) クレジットカードを利用するとき

この禁止を実効的なものにするには、違反する契約をしたクレジット会社に対して顧客への請求権を認めないことが効果的です。



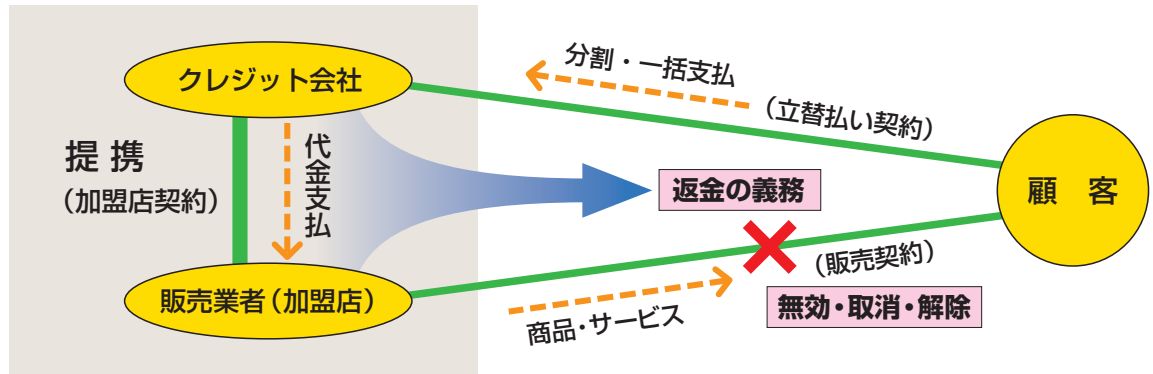
《新聞報道による過剰クレジット被害》

報道時期	地域	年齢	被害内容	クレジット金額
2005. 5	埼玉県	80 78	住宅リフォームの次々販売で総額約5000万円。クレジット会社の申し立てで自宅が競売に	約 900万円
2005. 6	熊本県	70代 40代	住宅リフォーム、寝具などの次々販売クレジット。40代の娘は精神障がい	約1300万円
2005. 6	宮崎県	84, 76	住宅リフォーム、布団、浄水器などの次々販売	約1500万円
2005. 7	東京都	60代	住宅リフォームの次々販売で総額約2600万円	約1900万円
2006. 2	千葉県	48	住宅リフォームの次々販売クレジット	約1300万円
2006. 6	北海道	60代	呉服、貴金属などの次々販売クレジット	約 650万円
2006. 9	神奈川県	31	エステティックの次々契約クレジット	約 500万円
2006.10	埼玉県	80	うつ病の女性に呉服などの次々販売クレジット	約3200万円
2006.10	埼玉県	69	呉服などの次々販売クレジット	約1200万円
2006.10	宮城県	50代	呉服、ハンドバックなどのクレジット購入。自殺	約1300万円



共同責任を明確に！

- 商品販売契約が効力を失えば、クレジット会社にも顧客への返金の共同責任を
- クレジット会社に悪質販売被害を防ぐ調査義務を



クレジット会社は、販売業者（加盟店）を通じてクレジット契約を行います。

悪質な販売や契約違反などの理由で販売契約が効力を失えば、販売業者だけではなく、クレジット会社も共同して顧客が支払ったお金を返す義務を負うべきです。また、そもそも悪質な販売行為にはクレジットを使わせないための調査義務を負うべきです。

クレジットが発達しているイギリスでは、クレジット会社は販売業者と同じ責任を負うものとされています（イギリス消費者信用法75条）。

悪質商法に関与したクレジット会社の責任が指摘された事例

- ① 下の表にあるダンシング事件において、裁判所は、大手クレジット会社3社につき「信販会社に課せられている加盟店に対する調査、管理の義務を尽くさず、漫然と利潤の追求に走った」と判断しました（大阪高裁平成16年4月16日判決）。
- ② 埼玉県は、2006年11月30日、ある大手クレジット会社に対し、加盟店である学習教材販売会社の不当な取引行為を知りながら2年以上の期間、同社が取り次ぐままにクレジット契約を締結していたとして、改善勧告を行いました。

《クレジットを使った大型悪質商法トラブル》

発覚年	販売業者	クレジットを使った主な取引手口	契約者概数
1997	ココ山岡（破産）	5年後に販売価格で買戻す約束で宝石販売	10万人
1999	ダンシング（破産）	モニター料の支払を約束して布団を販売	1万4000人
1999	愛染苑山久（破産）	モニター料の支払を約束して呉服を販売	1600人超
2002	ジェイ・メディア（破産）	駅構内の電光広告料金にクレジットを使用	2000人
2003	アイディック（破産）	節電器と称して効果がない商品を販売	2000人超
2006	ブルームーンファインアート（破産）	画商は絵を買えないと称して名義借り	400人
2007	アートクラシックス（暴力団幹部逮捕）	レンタル料の支払を約束して絵画を販売	460人



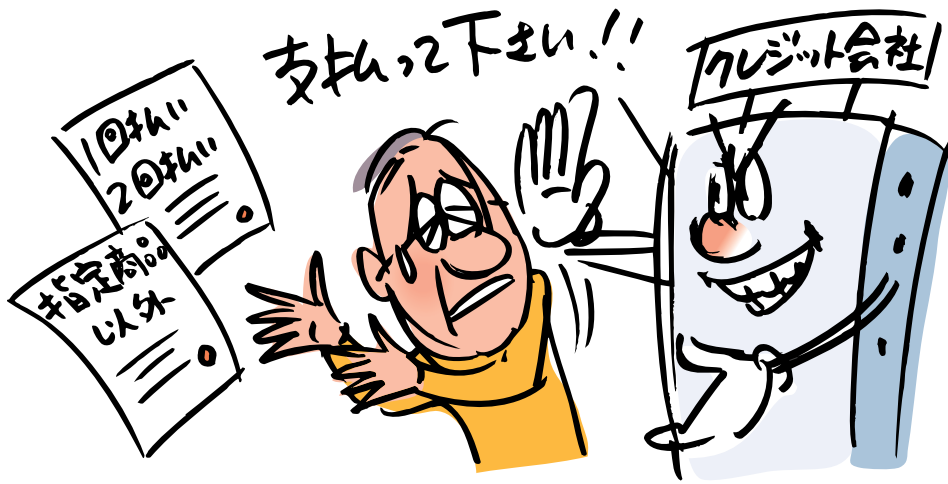
クレジット規制の抜け穴をなくそう!

●1回払いの契約も規制対象に

現在の割賦販売法では、1回払いや2回払いのクレジット契約は規制対象になっていません。これに目をつけて、1回払いや2回払いのクレジットを使う悪質販売被害が増えています。

●指定商品制の廃止

現在の割賦販売法が適用される範囲は、政令で指定する商品・権利・役務についてのクレジット契約に限られており、ここにも規制の抜け穴があります。



契約書型のクレジットに開業規制を!

- 取引毎に契約書を作るクレジット（個品式）については、現在、開業規制さえもなされていません。これを行政への登録制にして、まずきちんとクレジット会社を把握する必要があります。
- 契約書型のクレジットについては、クレジット会社にも顧客に対し契約内容を記載した書面を交付する義務があることを定め、クレジット会社の責任を明確にすべきです。



高額だからこそクーリング・オフ!

- 契約書型のクレジットは高額な取引に利用されることが多く、長時間・執拗な勧誘がされることも少なくありません。現在でも、これを店舗以外の場所で行った場合に販売契約のクーリング・オフはできるものとされていますが、クレジット契約のクーリング・オフも認めるべきです。